

議案第107号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年9月3日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市手数料条例の一部を改正する条例

川崎市手数料条例（昭和25年川崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「第274号」を「第276号」に改め、同条第197号イ(ア)中「第262号及び第264号」を「第264号及び第266号」に改め、同条中第290号を第292号とし、第270号から第289号までを2号ずつ繰り下げ、同条第269号中「第262号」を「第264号」に改め、同号を同条第271号とし、同条第268号ア中「第264号ア」を「第266号ア」に改め、同号イ中「第264号イ」を「第266号イ」に改め、同号ウ(ア) a 中「第264号ウ(ア)」を「第266号ウ(ア)」に改め、同号ウ(イ) a (a) 中「第264号ウ(イ) a」を「第266号ウ(イ) a」に改め、同号ウ(イ) b 中「第264号ウ(イ) b」を「第266号ウ(イ) b」に改め、同号ウ(イ) c 中「第264号ウ(イ) c」を「第266号ウ(イ) c」に改め、同号を同条第270号とし、同条第267号を同条第269号とし、同条第266号ア(イ)中「第264号ア(イ)」を「第266号ア(イ)」に改め、同号イ(イ)中「第264号イ(イ)」を「第266号イ(イ)」に改め、同号ウ(イ)中「第264号ウ(イ)」を「第266号ウ(イ)」に改め、同号を同条第2

68号とし、同条第265号中「第267号」を「第269号」に改め、同号を同条第267号とし、同条第264号ア(イ)a中「第266号及び第268号」を「第268号及び第270号」に改め、同号ア(イ)b及びc中「第268号」を「第270号」に改め、同号を同条第266号とし、同条中第263号を第265号とし、第262号を第264号とし、第261号を第263号とし、同条第260号ア(イ)中「第258号ア(イ)」を「第260号ア(イ)」に改め、同号イ(イ)中「第258号イ(イ)」を「第260号イ(イ)」に改め、同号ウ(イ)中「第258号ウ(イ)」を「第260号ウ(イ)」に改め、同号を同条第262号とし、同条第259号中「第261号」を「第263号」に改め、同号を同条第261号とし、同条第258号ア中「第260号、第264号、第266号及び第268号」を「第262号、第266号、第268号及び第270号」に改め、同号イ中「第260号、第264号及び第266号」を「第262号、第266号及び第268号」に改め、同号を同条第260号とし、同条中第257号を第259号とし、第256号を第258号とし、第255号を第257号とし、同条第254号中「第256号」を「第258号」に改め、同号ア中「第252号ア(ア)又は(イ)」を「第254号ア(ア)又は(イ)」に改め、同号イ中「第252号イ(ア)から(ケ)まで」を「第254号イ(ア)から(ケ)まで」に改め、同号ウ中「第252号ウ(ア)又は(イ)」を「第254号ウ(ア)又は(イ)」に改め、同号を同条第256号とし、同条第253号中「第255号」を「第257号」に改め、同号を同条第255号とし、同条第252号イ中「第254号」を「第256号」に改め、同号を同条第254号とし、同条中第251号を第253号とし、第230号から第250号までを2号ずつ繰り下げ、第229号を第230号とし、同号の次に次の1号を加える。

(231) 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査 1件につき 160,000円

同条中第228号を第229号とし、第206号から第227号までを1号ずつ繰り下げ、同条第205号中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改め、同号を同条第206号とし、同条第204号の次に次の1号を加える。

(205) 建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査 1件につき 27,000円

第5条中「第2条第288号」を「第2条第290号」に改める。

附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

建築基準法の一部改正に伴い、接道規制の適用除外に係る建築の認定の申請に係る手数料及び1年を超えて使用する特別の必要がある仮設建築物の建築の許可の申請に係る手数料を新設するため、この条例を制定するものである。